



改正後	改正前
<p>規定する <u>指定介護</u> <u>予防特定施設入居者生活介護をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>の提供を受けていないもの をいう。以下同じ。)の数が十五又 はその端数を増すごとに一以上</p> <p>ロ【略】</p> <p>2～4【略】</p> <p>5 第一項第二号に規定する基準の適用につ いて、サテライト型養護老人ホーム（当該 施設を設置しようとする者により設置され る当該施設以外の<u>養護老人ホーム</u>、<u>介護老 人保健施設</u>（介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）第八条第二十七項に規定する 介護老人保健施設をいう。以下同じ。）、 介護医療院（同法第八条第二十九項に規定 する介護医療院をいう。以下同じ。）又は 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五 号）第一条の五第一項に規定する病院をい う。以下同じ。）若しくは診療所（同条第 二項に規定する診療所をいう。以下同 じ。）であって当該施設に対する支援機能 を有するもの（以下この条において「本体 施設」という。）との密接な連携を確保し つつ、本体施設とは別の場所で運営される 入所定員が二十九人以下の養護老人ホーム をいう。以下この条において同じ。）の医 師は、本体施設の医師により当該サテライ ト型養護老人ホームの入所者の健康管理が 適切に行われると認められるときは、これ を置かないことができる。</p> <p>6 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主 任生活相談員のうち一人以上は、専らその 職務に従事する常勤の者でなければなら ない。ただし、<u>指定特定</u> <u>施設入居者生活介護</u>、<u>指定地域密着型特定</u></p>	<p>規定する外部サービス利用型指定介護 <u>予防特定施設入居者生活介護をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>の提供を受けていないもの をいう。以下同じ。)の数が十五又 はその端数を増すごとに一以上</p> <p>ロ【略】</p> <p>2～4【略】</p> <p>5 第一項第二号に規定する基準の適用につ いて、サテライト型養護老人ホーム（当該 施設を設置しようとする者により設置され る当該施設以外の_____介護老 人保健施設（介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）第八条第二十七項に規定する 介護老人保健施設をいう。以下同じ。）、 介護医療院（同法第八条第二十九項に規定 する介護医療院をいう。以下同じ。）又は 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五 号）第一条の五第一項に規定する病院をい う。以下同じ。）若しくは診療所（同条第 二項に規定する診療所をいう。以下同 じ。）であって当該施設に対する支援機能 を有するもの（以下この条において「本体 施設」という。）との密接な連携を確保し つつ、本体施設とは別の場所で運営される 入所定員が二十九人以下の養護老人ホーム をいう。以下この条において同じ。）の医 師は、本体施設の医師により当該サテライ ト型養護老人ホームの入所者の健康管理が 適切に行われると認められるときは、これ を置かないことができる。</p> <p>6 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主 任生活相談員のうち一人以上は、専らその 職務に従事する常勤の者でなければなら ない。ただし、<u>外部サービス利用型指定特定</u> <u>施設入居者生活介護</u></p>

改正後	改正前
<p><u>施設入居者生活介護又は</u> <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護</u> <u>を行う養護老人ホーム</u></p> <p>であって、入所者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、<u>第一項第三号口の主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。</u></p> <p>7 <u>指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。</u></p> <p>8 【略】</p> <p>9 <u>第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百三十九条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</u></p>	<p><u>又は外部サービス利用</u> <u>型指定介護予防特定施設入居者生活介護の</u> <u>事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サ</u> <u>ービス利用型養護老人ホーム」という。）</u></p> <p>であって、入所者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p> <p>7 <u>外部サービス利用型養護老人ホーム</u> <u>に置くべき生活相談員の数につ</u> <u>いては、第一項第三号又は第二項第一号</u> <u>に定める生活相談員の数から、常勤換算</u> <u>方法で、一を減じた数とすることができる。</u></p> <p>8 【略】</p> <p>9 <u>第一項第五号又は第二項第三号の看護職</u> <u>員のうち一人以上は、常勤の者でなければ</u> <u>ならない。ただし、第一項第五号の看護職</u> <u>員については、サテライト型養護老人ホー</u> <u>ム</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第二百二十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム</u>にあつては、常勤換算方法で、一以上とする。</p> <p>10【略】</p> <p>11 第一項第三号、第六号及び第七号に規定する基準の適用について、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 <u>養護老人ホーム</u> 栄養士又は調理員、 事務員その他の職員</p> <p>二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>四 病院（病床数百以上の病院の場合に限る。） 栄養士</p> <p>五 診療所 事務員その他の従業者</p> <p>第十五条～第二十二條【略】</p> <p>（生活相談員の業務）</p> <p>第二十三条 養護老人ホームの設置者は、生活相談員に、処遇計画を作成させ、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を担当させるものとする。</p> <p>一～三【略】</p> <p>2【略】</p> <p>3 <u>指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護</u></p>	<p>_____にあつては、常勤換算方法で、一以上とする。</p> <p>10【略】</p> <p>11 第一項第三号、第六号及び第七号に規定する基準の適用について、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>三 病院（病床数百以上の病院の場合に限る。） 栄養士</p> <p>四 診療所 事務員その他の従業者</p> <p>第十五条～第二十二條【略】</p> <p>（生活相談員の業務）</p> <p>第二十三条 養護老人ホームの設置者は、生活相談員に、処遇計画を作成させ、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を担当させるものとする。</p> <p>一～三【略】</p> <p>2【略】</p> <p>3 <u>前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム</u></p>

改正後	改正前
<p><u>老人ホームであって、第十四条第一項第三号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合</u>にあつては、養護老人ホームの設置者は、主任支援員に主任生活相談員が行うべき業務を担当させるものとする。</p>	<p>_____にあつては、養護老人ホームの設置者は、主任支援員に主任生活相談員が行うべき業務を担当させるものとする。</p>